

議事要旨(4) 特別目的会社専門委員会における検討状況について

冒頭に新井専門委員長より、特別目的会社（SPE）専門委員会では、SPE を含む連結の範囲の見直しについて、プロジェクト計画表をふまえ、来年 2 月初旬に論点整理の公表に向けて検討を進めている旨の説明がなされた。引き続き秋葉主席研究員より、論点整理の公表に向けて検討されている各論点について、今後の方向性を中心に説明がなされた。

- ・ 【論点 1】 支配の定義については、企業結合会計基準及び国際的な会計基準における取扱いに鑑みて、便益の要素を加味することが考えられる。この結果、事業を営む伝統的な企業のみならず、SPE 又は類似の企業に対する支配についても、定義上違和感がなくなるものと考えられる。また、わが国の実務では、すでに緊密な者や同意している者を用いて事実上支配している企業を連結の範囲に含む取扱いが広く採用されているため、支配の定義が変更された場合でも、事業を営む伝統的な企業と SPE 又は類似の企業を区別することなく、現行の支配力基準の考え方を引き続き適用することが適当と考えられる。
- ・ 【論点 2】 連結の対象となる企業に関し、組合や信託は、経済的な機能が類似している場合も少なくないが、法的形態によって出資者又は受益者の会計処理が異なる場合もあるため、これらが会計上、会社に準ずる事業体にあたるか否かを考えるにあたっては、これらを出来るだけ整合するように見直していくことが考えられる。
- ・ 【論点 3】 SPE の取扱いについては、指摘されている問題点や国際的な動向等を勘案し、一定の要件を満たす SPE についてその出資者等の子会社に該当しないものと推定する取扱いを削除することが考えられるが引き続き検討することとし、仮に削除する場合であっても、緊密な者や同意している者の考え方をういた支配力基準が相当程度の幅をもって適用されることなどにより、出資者等から独立しているものと判断することが適当であるとされるものまでが子会社に該当するようなことがないように、考慮する必要がある。
- ・ 【論点 4】 SPE の開示については、国際的な会計基準の動向を踏まえながら、企業会計基準適用指針第 15 号を改廃し、SPE 又はそれに類似する企業に関する開示を見直す方向で検討する。
- ・ 【論点 5】 支配が一時的な子会社について、我が国では連結の範囲に含めないこととされているが、当該取扱いと、表示や注記の仕方を工夫した上で連結の範囲に含める取扱いとが大きく相違しないとすれば、国際的な会計基準の動向を考慮して、わが国の連結会計基準を見直していくことが考えられる。この場合には表示や注記の問題のほか、測定の問題を合わせて検討することが適当と考えられる。

これらの説明に対する委員等からの発言や、事務局からの説明は、以下のとおりである。

- ・ 論点整理にも関わらず、各論点について今後の方向性が明示されすぎているのではないかとの意見があったが、事務局からは、これまでの論点整理においても、方向性が示せるものは出来る限り明記したうえで公表していること、及び国際的な議論の動向等を勘案すると、わが国としても速やかに対応する必要があることが説明された。
- ・ 個別具体的な事例に即して、実務に与える影響や従来からの変更点等を、国際的な基準等とも比較する形で示してほしいとの要望があり、これに対して事務局からは、問題点の把握に資するため、設例を新たに追加したことが説明されるとともに、そのような要望を今後とも考慮していきたいとの回答がされた。

以上